



NS ユナイテッド海運グループ 調達先向けガイドライン

NS ユナイテッド海運グループは、持続可能な社会の実現に向けた活動をサプライチェーン全体で推進していくことを目的に、「サステナブル調達基本方針」に沿って、「調達先向けガイドライン」（以下、本ガイドライン）として制定いたしました。調達先の皆様と本ガイドラインを共有し、サステナビリティに関する取り組みをサプライチェーン全体で推進していきたいと考えております。

調達先の皆様におかれましては、本ガイドラインの以下の項目についてご理解いただき、積極的に推進していただくと同時に、貴社の調達先に対しても本ガイドラインに基づいた取り組みを推進していただくように働きかけをお願い申し上げます。

当社は調達先の皆様と相互理解と信頼関係の維持向上に努めるとともに、ビジネスパートナーとして相互の発展を目指してまいります。

適用範囲

本ガイドラインは、当社グループの全ての調達先の皆様に対象として適用します。

1. 法令遵守と国際行動規範の尊重

【法令順守】

事業活動を行う国や地域において適用される法令や社会規範を遵守し、また、ILO「多国籍企業宣言」やOECD「責任ある企業行動のためのデュー・デリジェンスガイダンスおよび産業分野別ガイダンス」などを含めた国際行動規範を尊重し、高い倫理観をもって行動する。

【適正な取引】

品質・技術力・納期・保守サービス・価格等を客観的な基準で評価し、公正・公平な取引を行う。また、カルテルなど、不正な取引をしない。

【反社会的勢力の排除】

社会の秩序や安全を脅かす反社会的な勢力・団体とは、マネーロンダリング等への関与を含め、一切の関係を遮断する。

【汚職・腐敗防止】

贈収賄並びに社会常識・国際的通念の範囲を逸脱した接待・贈答の授受やインサイダー取引など、あらゆる形態の汚職・腐敗行為を行わない。

【不正行為の予防】

不正行為を予防、早期発見できる体制を構築し、通報者のプライバシーを保護するとともに、不正行為の改善に向けて迅速かつ適切に対処する。

2. 人権の尊重と労働・安全衛生への配慮

【人権尊重】

国際的に認められている人権を支持し、人命の尊重を最優先とし一人ひとりの基本的人権や個人の多様性を尊重する。

【差別の禁止】

出身国および地域、民族、宗教、信条、年齢、性別、学歴、心身の障がいの有無、配偶者の有無、妊娠、性自認、性的指向、生い立ち等その他不当な理由によるいかなる差別も行わない。

【最低賃金の遵守】

各国における最低賃金や、同一労働同一賃金などに関する法令を遵守する。

【ハラスメントの防止】

身体的、精神的な虐待、性的嫌がらせ、暴言による非人道的な待遇など、個人の尊厳を傷つける、または不快な職場環境を生み出す行為は行わない。

【強制労働の禁止】

外国人労働者を含めた従業員に強制労働させることを一切禁止する。

【児童労働の禁止】

児童労働を認めず、国際労働機関（ILO）の基準をはじめ、児童労働に関する法に定められた最低就業年齢を遵守する。何人も 15 歳未満、義務教育を修了する年齢、または現地法令が定めた雇用最低年齢の内、いずれか最も高い年齢に満たない者を労働に従事させない。

【結社の自由と団体交渉権】

労使関係における従業員の結社の自由および団体交渉権を認め、これを尊重する。

【安全や健康に配慮した職場環境の整備】

事業活動を行う国や地域において適用される全ての法令、ILO 基準、および労働協約を遵守し、従業員の労働時間を適切に管理し、長時間労働を防止する。また、各国・地域の法令を遵守し、労働安全衛生や健康に配慮した働きやすい職場環境の整備に努める。

【労働災害の予防】

災害・事故の発生状況や原因を把握・分析し再発防止に役立てることで、労働災害の撲滅、潜在的危険性の排除・低減を図り、労働災害の未然防止に努める。

【安全衛生の向上】

緊急時の応急措置を含む対策を定めると共に、すべての役職員が健康管理、労務管理やメンタルヘルス等、安全衛生に関する社内教育・研修を継続的にを行い、安全衛生の予防文化の醸成、意識の向上に努める。

3. 品質・安全性の確保

【品質・安全性の確保】

製品や提供するサービス品質の確保、最適なコスト、納期の遵守、サステナビリティの取り組み状況等を総合的に判断し、高い品質と安全性の確保を目指す。

【技術の研鑽】

高い品質と安全性の向上に向け日々研鑽に努める。

4. 地球環境への配慮

【温室効果ガス排出量の削減】

温室効果ガス排出量を把握し、削減に向けた取組を推進することで、気候変動による影響の低減に努める。

【生物多様性への配慮】

事業活動が与える生態系への影響を認識し、その影響を最小限に留めるための対策に努める。

【大気汚染物質の管理】

法令を遵守し、大気汚染をもたらす有害物質排出防止に努める。

【化学物質の管理】

各国・地域の法令等で指定された化学物質を安全に管理する。

【廃棄物の管理】

廃棄物を管理し、その削減およびリサイクルの推進と、適切な処分を推進する。

【水資源の管理】

取水・排水を管理し、水使用量の削減および水資源の汚染防止に努める。

【資源・エネルギーの持続可能な利用】

持続可能な資源およびエネルギーの利用に向け、消費量を管理し、削減に向けた取組を推進する。

【環境法令の遵守】

各国・地域の環境法令を遵守するとともに、社会規範に則り、より高度な基準を満たすよう努める。

5. 情報セキュリティの保持

【個人情報・機密情報の管理】

取引に関わる機密情報、知的財産、個人情報、取引情報やその他秘匿すべき情報に関しては、適正、厳格に管理を行う。

【情報セキュリティ体制の構築】

サイバー攻撃等の情報システムやコンピュータ・ネットワーク上の脅威に対し、社内外に影響を与えないための防衛策を講じることで情報漏洩を防止し、自社及び他社に被害が生じないよう情報セキュリティの強化を推進する。

6. 社会との共生

【情報開示】

広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正な開示に努める。

【地域社会との関わり】

国内外を問わず、事業を行う地域社会の人々の権利や習慣および文化を尊重し、地域・社会との共生に向けた持続可能な社会の発展に貢献するよう努める。

調達先の皆様における取り組み状況に対して、アンケート調査や聞き取りなどモニタリングをさせていただくことや、改善をお願いすることもございます。

本ガイドラインは、2025年3月27日の取締役会において承認されました。本ガイドラインは必要に応じて改訂いたします。以後の改廃についても取締役会の承認により決定します。

2025年3月27日
NS ユナイテッド海運株式会社
代表取締役社長 山中 一馬